

川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 30 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第4号

## 川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市墓地条例施行規則（昭和 31 年川崎市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「市が毎会計年度開始の日から 6 月以内に発行する納付書」を「口座振替その他の方法」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。